

食肉事業者の皆様へ

令和7年度牛せき柱の適正管理のための促進費について

—令和7年度畜産副産物適正処分等推進事業(牛せき柱適正管理等推進事業)—

牛せき柱の適正管理及び畜産残さの有効利用を促進するため、令和7年度において、

- ① 牛せき柱の適正管理のための「牛せき柱適正管理促進費」
 - ② 畜産残さの有効利用のための「畜産残さ有効利用促進費」
- を交付する補助事業を実施します。 [参考1]

実施期間：令和7年5月1日～令和8年3月31日

I 牛せき柱適正管理促進費 牛枝肉1頭当たり150円

牛せき柱適正管理促進費は、令和6年度までに実施した研修内容を実践し、牛せき柱の適正管理をするとともに、責任者による日々のチェックを実施することで、牛せき柱の適正管理に万全を期すための促進費です。

1 事業対象者

牛せき柱適正管理促進費の交付の対象となる食肉事業者は、

- ① 化製業者等との間において、牛せき柱分別契約を締結した上で、
- ② 牛せき柱を適正に管理（除去、保管、処理（収集、運搬及び処分をいう）以下同じ。）し、
- ③ 令和6年度に実施した牛せき柱適正管理等推進事業の牛せき柱適正管理促進費の交付対象者で、
- ④ 牛せき柱の適正管理の確認や作業者に対する指導・監督等をする責任者（以下「確認責任者」といいます。）を設置している者です。

なお、③の令和6年度の牛せき柱適正管理促進費の交付対象者でなかった申請者は、令和7年12月末日まで（上期分の申請者は9月末日まで）に、一般社団法人日本畜産副産物協会（以下「副産物協会」といいます。）が定める研修要領に従って研修を実施する必要があります。詳細は副産物協会にご確認下さい。

2 牛せき柱分別契約

この契約は、食肉事業者が化製業者等との間において締結する、大臣確認通知（注1）の別添10-1（牛肉骨粉等の製造基準）の1の（4）もしくは別添11-1（飼料用動物性油脂の製造基準）の1の（4）に規定する契約（参考2参照）または普通肥料の公定規格の改正通知（注2）の（別紙基準2）の1の（4）に規定する契約（いずれも平成16年2月1日から令和7年12月31日までに締結されたものに限る。）です。

注1）大臣確認通知とは「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続きについて（平成17年3月11日付16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）」をいいます。

注2）普通肥料の公定規格の改正通知とは「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）」をいいます。

注3）牛せき柱分別契約の締結日又は履行日のいずれか遅い日以降に牛せき柱を処理した枝肉に係る枝肉確認票（参考3参照）を対象に交付します。したがって、締結日（履行日）の前日までに牛せき柱を処理した枝肉に係る枝肉確認票は無効となります。

3 牛せき柱適正管理促進費の内容

（1）管理ファイルの整備

令和6年度までに実施した研修の実践として、日々の作業において、牛せき柱の管理記録の整備をすることとしております。牛せき柱管理ファイル（参考5参照）に記録をし、5年間保管する必要があります。

（2）確認責任者による確認

事業者毎に牛せき柱の適正処理に関する確認、指導・監督等を行う確認責任者を設置し、確認責任者は、日々の作業が牛せき柱の適正管理項目に合致しているかを確認し、これを牛せき柱適正管理チェックリスト（参考6参照）に記録します。原則として確認責任者による確認を行うこととしますが、業務の都合上、確認責任者が不在の場合は、確認責任者の指示の元、当該能力を有する代理の者による確認も可能です。

4 牛せき柱適正管理促進費の交付申請について

（1）交付申請書の提出

牛せき柱適正管理促進費の交付を受けようとする食肉事業者は、副産物協会から交付事務の委託を受けた都道府県団体に交付申請書を提出します。

申請は、上期分(5月1日～9月30日)と下期分(10月1日～翌3月31日)の2期に分けて申請を受け付けます。

注4) 上期の申請の具体的な手続きについては、上期の交付申請の受付開始日にあたる10月1日前にお知らせします。

なお、下期の交付申請の受付期間は、令和8年4月1日から4月10日を予定しており、受付期間が短いことから下期の事務処理の軽減を図るため、できるだけ上期と下期に分けて申請していただくようお願いします。

また、取扱量の多い食肉事業者にあつては、取りまとめ団体と相談の上、中間取りまとめを行う等のご協力をお願いします。

(2) 交付申請にあたって必要となる書類

ア. 牛せき柱適正管理促進費交付申請書(上期申請用パンフレットに添付)

イ. 牛せき柱分別契約の写し(参考2参照)

ウ. 牛せき柱管理ファイル(参考5参照)

エ. 牛せき柱適正管理チェックリスト(参考6参照)

オ. 行動規範等(参考15参照)

カ. 枝肉確認票(参考3参照)及び分割票整理台帳(参考4参照)

注5) 交付申請を行う食肉事業者は、食肉市場に上場された枝肉に係る枝肉確認票について、買受人記入欄に記入されていることを確認します。

キ. 牛せき柱を分離し適正に処理していることを証する書面(参考8参照)

① 牛せき柱を産業廃棄物として処理した場合

a. 紙マニフェスト等で処理を管理する場合、次のi)かii)のいずれか

i) マニフェストD票写し(参考9参照)

ii) 自己焼却する場合は、牛せき柱焼却報告書正本(要領別添4)および焼却設備設置状況報告書正本(要領別添4の別紙)

b. 電子マニフェストで処理を管理する場合、次のi)からiii)のいずれか

i) 受渡確認票をプリントアウトしたもの(参考10参照)

ii) 一覧表をプリントアウトしたもの(参考11参照)

iii) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの作成するマニフェスト情報を収録した磁気媒体

なお、iii)の磁気媒体の添付に当たっては、事前に取りまとめ団体と話し合いの上で実施してください。

② 牛せき柱を一般廃棄物として処理した場合、次のi)かii)のいずれか

i) 牛せき柱を処分した日ごとの牛せき柱の重量が記載または添付された手数料の領収書の写し

ii) 領収書が発行されない場合は、牛せき柱を処分した日ごとの牛せき柱の重量が記載または添付された焼却証明書の正本

ク. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(参考17参照)

上期申請時に「申請時(します)」、下期申請時に「報告時(しました)」の欄にチェックしてください。

II 畜産残さ有効利用促進費(豚分別:牛枝肉1頭当たり300円)について

畜産残さ有効利用促進費（豚分別）については、Iの牛せき柱適正管理促進費の交付を受けた食肉事業者が、豚分別供給契約を締結した上で、飼肥料用豚肉骨粉の原料となる豚残さ中に牛たん白質が含まれないことを牛たん白質確認検査で確認することにより、飼肥料の安全性を確保し、ひいては豚由来の残さを有効に活用するための促進費です。

1 事業対象者

畜産残さ有効利用促進費の交付の対象となる食肉事業者は、

- ① 牛せき柱適正管理促進費の交付対象者であって、
- ② 牛肉と豚肉の両方を恒常的に扱い、
- ③（飼料用原料の場合）独立行政法人農林水産消費安全技術センターから化製業者等の原料収集先としての適合状況の確認を受け、
- ④（飼料用原料の場合）化製業者等の製造認可申請書の「原料収集先の一覧表」に記載され、
- ⑤ 豚分別供給契約を締結した上で、
- ⑥ 豚残さ（飼肥料用豚肉骨粉の原料）中に牛たん白質が含まれていないことを確認する牛たん白確認検査を実施した者です。

2 豚分別供給契約

この契約は、大臣確認通知別添3-2の豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準（参考13参照）、または別添6-2の原料混合肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準、もしくは肥料等通知（注7）別紙2の別添1の規定に基づき、食肉事業者が化製業者等との間において締結する、豚以外を含まない畜産残さを供給する旨の契約（大臣確認通知に基づく飼料原料としての供給契約は平成17年3月11日から令和7年12月31日までに締結されたもの、肥料等通知に基づく肥料原料としての供給契約については、平成14年11月1日から令和7年12月31日までに締結されたもの。）をいいます。（参考12参照）

注6）豚分別供給契約とは、畜産残さ有効利用促進費（豚分別）の交付を受けようとする食肉事業者が、飼肥料用豚肉骨粉等の製造認可を受けた化製業者等（認可予定者（申請者または申請予定者）を含む。）との間で締結した、豚以外を含まない原料供給契約をいいます。

ただし、次の契約は、豚分別供給契約に該当しないため申請できません。

- ① 肥料用・ペットフード用豚肉骨粉の製造認可を受けた化製業者等との間で締結したペットフード用の原料供給契約
- ② 肥料用蒸製骨粉または飼料用動物性油脂の製造認可を受けた化製業者等との間で締結した蒸製骨粉または動物性油脂の原料供給契約

注7）肥料等通知とは、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）をいいます。

注 8) 飼肥料用豚肉骨粉等の製造認可を受けた化製業者等と契約した場合、当該化製業者等の「原料収集先一覧表」に掲載されていない食肉事業者は申請できません。

注 9) 畜産残さ有効利用促進費（豚分別）促進費は、豚分別供給契約の締結日、または履行日のいずれか遅い日以降に牛せき柱を処理した枝肉に係る枝肉確認票（分割票）を対象に交付します。したがって、締結日（履行日）の前日までに処理した枝肉に係る枝肉確認票に対する豚分別促進費は交付されません。

3 牛たん白質確認検査

この検査は、令和 7 年 5 月 1 日から 9 月 30 日までの間、および令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、各期間 1 回以上、食肉事業者が民間検査機関等に委託して行います。

注 10) 検査試料の採取費用、検査機関への送付料金、検査委託手数料等の諸経費は食肉事業者の負担となります。試料の採取方法等は、委託する検査機関にお問い合わせください。

4 畜産残さ有効利用促進費(豚分別)の交付申請

(1) 交付申請書の提出

畜産残さ有効利用促進費（豚分別）は、牛せき柱適正管理促進費の交付対象となった枝肉確認票（分割票）の枚数（実績）に応じて交付されます。畜産残さ有効利用促進費（豚分別）の交付を受けようとする食肉事業者は直接、副産物協会に交付申請書を提出します。

(2) 畜産残さ有効利用促進費（豚分別）の交付申請に必要な書類

- ア. 畜産残さ有効利用促進費交付申請書（上期申請用パンフレットに添付）
- イ. 豚分別供給契約の写し（参考 1 2 参照）
- ウ. 原料供給管理票の写し（原則として牛たん白質確認検査のためのサンプリング実施日のもの）（参考 1 4 参照）
- エ. 牛たん白質確認検査の検査結果の写し（各期間にそれぞれ各 1 部）
- オ. I の 4 の（2）のアの牛せき柱適正管理促進費交付申請書の写し
- カ. I の 4 の（2）のウの牛せき柱管理ファイルの写し

Ⅲ 畜産残さ有効利用促進費(牛専門:牛枝肉1頭当たり150円)について

畜産残さ有効利用促進費（牛専門）については、Ⅰの牛せき柱適正管理促進費の交付を受けた食肉事業者が、事業期間内に牛以外の畜種を処理しないと誓約した場合に交付する促進費です。

1 事業対象者

畜産残さ有効利用促進費（牛専門）の交付の対象となる食肉事業者は、

- ① 牛せき柱適正管理促進費の交付対象者であって、
- ② 牛のみを処理^{*}する者（事業場）であり、
- ③ 要領で定める一定期間内において牛以外の畜種を処理しない旨の誓約書を提出した者です。

※処理とは、脱骨、整形、加工等、包丁を使用する行為をいいます。

また、牛を処理する事業場の同一敷地内で、建物、処理ライン等を分離して牛以外の畜種を処理する場合も、牛専門とはなりません。

2 畜産残さ有効利用促進のための(牛専門)誓約書

畜産残さ有効利用促進費（牛専門）を申請しようとする食肉事業者は、事業期間内に牛以外の畜種を処理しない旨の誓約書を副産物協会会長あてに提出して下さい。（参考16参照）

誓約書に反して牛以外の畜種を処理した場合は、交付した畜産残さ有効利用促進費（牛専門）を全額返還頂きます。

注1 1) 誓約日は、令和7年5月1日以降の日付で作成してください。

誓約日以降に処理された枝肉及び分割枝肉が、この促進費の交付対象となります。

注1 2) 畜産残さ有効利用促進費（牛専門）を申請しようとする事業者は、誓約書作成日から事業実施期間内は確実に牛のみを扱うこととし、かつ、少なくとも誓約日から1年間は牛のみを扱うこととします。

従って、令和7年5月1日に誓約した場合は、令和8年4月30日まで、5月1日より後に誓約した場合は、誓約日から1年間まで、申請事業者の事業場で牛以外の畜種を取り扱うことができません。

3 畜産残さ有効利用促進費(牛専門)の交付申請

(1) 交付申請書の提出

畜産残さ有効利用促進費（牛専門）は、牛せき柱適正管理促進費の交付対象

となった枝肉確認票（分割票）の枚数（実績）に応じて交付されます。畜産残さ有効利用促進費（牛専門）の交付を受けようとする食肉事業者は、副産物協会から交付事務の委託を受けた促進費交付団体に牛せき柱適正管理促進費の交付申請と併せて申請します。

（２）畜産残さ有効利用促進費（牛専門）の交付申請に必要な書類

ア．Ⅰの４の（２）のアの牛せき柱適正管理促進費交付申請書の写し

イ．畜産残さ有効利用促進のための（牛専門）誓約書（参考１６参照）

Ⅳ 枝肉確認票について

枝肉確認票は令和７年５月１日以降にと畜された牛の枝肉であって、令和８年３月３１日までに国内のと畜場において枝肉の引受け者に渡されるものを対象に発行されます。

なお、いかなる理由であっても、再発行は行われませんのでご注意ください。

Ⅴ 行動規範等について

牛せき柱適正管理促進費の交付を受けようとする食肉事業者は、法令遵守等に関し実践すべき具体的な行動の基準（行動規範）を規定した文書（食肉事業者が所属する団体の行動規範を遵守することを誓約した文書を含む。）を作成し、上期の申請の際（通期又は下期のみの申請を行う場合は、下期の申請の際）に提出する必要があります。（参考１５参照）

なお、令和６年度までの促進費交付申請時に提出した行動規範等の内容に変更がなければ、当該行動規範等を今年度の当事業の申請の添付書類に利用することができます。

Ⅵ 管理様式等について

事業開始にあたって牛せき柱の管理のために、「牛せき柱管理ファイル」、「牛せき柱適正管理チェックリスト」、「分割票整理台帳」を巻末に添付してありますのでご利用ください。

なお、各交付申請書様式は申請時前に別途配布しますパンフレットに添付いたします。

食肉事業者の皆様へ

牛せき柱適正管理等推進事業は、牛せき柱の適正管理及び畜産残さの有効利用の観点から以下のとおり促進費を交付する。

- ① 牛せき柱適正管理促進費(150円/頭)
- ②-1 畜産残さ有効利用促進費(牛豚分別:300円/頭)
- ②-2 畜産残さ有効利用促進費(ワークシェア:150円/頭)

最高450円/頭

150円/頭

牛豚を扱っているが、牛豚を分離していない

450円/頭

牛豚を扱っており、牛豚を分離し、豚残さを飼肥料に供給

300円/頭

牛専門※

①牛せき柱適正管理促進費
(150円/頭)

- ・化製業者等と牛せき柱分別契約の締結
- ・管理ファイルの作成
- ・確認責任者の設置
- ・確認責任者によるチェック
- ・マニフェスト等の提出
- ・枝肉確認票の提出
- ・行動規範の提出

事業期間:令和7年5月1日~令和8年3月31日

②-1 畜産残さ有効利用促進費
(牛豚分別:300円/頭)

- ・化製業者等と豚分別供給契約の締結
- ・牛たん白質反応検査の実施(上期1回、下期1回の計2回)

②-2 畜産残さ有効利用促進費
(ワークシェア:150円/頭)

- ・枝肉確認票は5月1日から発行します。
- ・事業対象者は令和6年度の牛せき柱事業の補助対象者です。(令和6年度に参加していない場合は、研修を実施していただきます。)

※原則上期に誓約書を提出(新規にワークシェアを行い牛専門となった事業者を除く)

■参考2 牛せき柱分別契約書(例)

1. 牛せき柱を取り扱っている食肉事業者等が全ての牛せき柱を廃棄する場合の契約例

原料用残さの引渡し・引受けに関する契約書

と畜業者、食肉事業者者又は食肉販売業者（以下「甲」という。）と化製業者等（飼料用動物性油脂製造業者又は肥料原料製造業者。以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛のせき柱を除く畜産残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料又は肥料の原料として引き受けること。
- 2 甲は原料用残さを乙（乙の委託により畜産残さの運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。
 - (1) 事業所における食肉処理に関する事項
 - ①食肉の処理を行うに当たって、牛のせき柱と原料用残さを分別すること。
 - ②原料用残さは、専用の容器に入れ、牛のせき柱が混入しないよう保管すること。
 - ③牛のせき柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛のせき柱を投入できる位置に、牛のせき柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設すること。
 - ④事業所ごとに原料用残さに牛のせき柱が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
 - (2) 原料用残さの出荷に関する事項
 - ①原料用残さを出荷するごとに牛のせき柱が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を、原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、せき柱を入れる容器と共用しないこと。
 - ②牛のせき柱が原料用残さと混載されて運搬される場合（甲自らが原料用残さを運搬するときを含む）には、牛のせき柱を、専用の気密容器を用い、当該容器に牛のせき柱が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。
 - (3) 確認責任者の設置
 - (1) 及び (2) に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- 3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- 4 本契約は、○年○月○日より△年△月△日までとする。ただし、本契約満了の○カ月前までに、甲乙は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更に1年間延長するものとし、以後はこの例によること。
- 5 本契約に関して疑義が生じた場合に、甲乙協議の上解決するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所 _____
業者名 _____
氏 名 _____ 印
(乙) 住 所 _____
業者名 _____
氏 名 _____ 印

2. 牛せき柱を取り扱っている食肉事業者等が牛せき柱を飼料用油脂原料又は肥料用肉骨粉等原料に供給する場合の契約例

原料用残さの引渡し・引受けに関する契約書

と畜業者、食肉事業者者又は食肉販売業者（以下「甲」という。）と化製業者等（飼料用動物性油脂製造業者又は肥料原料製造業者。以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛（月齢が30月以下を除外。）のせき柱及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛（以下「せき柱等」という。）を除外畜産残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料用油脂の原料として引き受けること。

2 甲は原料用残さを乙（乙の委託により畜産残さの運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）事業所における食肉処理に関する事項

①食肉の処理を行うに当たって、せき柱等と原料用残さを分別すること。

④の月齢の分別管理を行わない30月齢以下の牛に由来するせき柱は、原料用残さとししないこと。

②原料用残さは、専用の容器に入れ、牛のせき柱等が混入しないよう保管すること。

③牛のせき柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛のせき柱を投入できる位置に、牛のせき柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設すること。

④30月齢以下の牛に由来するせき柱を原料用残さとして取り扱う場合は、以下のアからエまでの手順により、それ以外のせき柱との分別管理を行うこと。

ア 30月齢以下の牛に由来するせき柱は専用の場所で脱骨し、それ以外のせき柱の脱骨を行う場所と明確に区分すること。

イ アにより難しい場合は、30月齢以下の牛に由来するせき柱とそれ以外のせき柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、30月齢以下のせき柱の脱骨作業は、それ以外のせき柱の脱骨作業の前に行うこと。

ウ ア及びイのいずれの場合においても、

（ア）牛のせき柱の脱骨に当たっては、個体識別番号により脱骨する牛の月齢を確認すること。

（イ）脱骨業者が脱骨時に30月齢以下の牛に由来する牛肉であることが確認できるよう、タグ等の装着を行うこと。

（ウ）脱骨した30月齢以下の牛に由来するせき柱は、せき柱等との識別のため見やすい位置にマーキングを施し、専用の容器に収納すること。

（エ）30月齢を超える牛に由来するせき柱は、30月齢以下の牛に由来するせき柱その他の油脂原料に混入しないように廃棄用の専用容器に収納すること。

（オ）（ウ）と（エ）の容器は異なる色とするか、容器の外側の見やすい位置に異なる色で「30以下」又は「30超」であることが明確に表示すること。

エ アからウまでの手順により30月齢以下の牛に由来するせき柱であることが確認できるもの（油脂原料せき柱）以外は、せき柱等として取り扱い、飼料の原料とはしないこと。

（※食肉事業者等が30月齢以下の牛のみ取り扱っている場合は、④は不要。）

- ⑤ 油脂原料せき柱は、マーキングが施されていることを確認し、重量を測定すること。油脂原料せき柱を他の副産物原料と合わせる場合は、油脂原料せき柱の重量測定後にすること。（※食肉事業者等が30月齢以下の牛のみ取り扱っている場合は、マーキングの確認は不要。）
- ⑥せき柱の分別管理や背根神経節の分離の防止のため、油脂原料せき柱及びせき柱等は破碎しないこと。
- ⑦出荷する油脂原料せき柱は、以下を記録し、2年間（乙が肉骨粉適正処分対策事業対象者である場合は5年間）保存すること。
 - ア 出荷する油脂原料せき柱の出荷ロット毎の重量、脱骨前の牛肉の重量及び個体識別番号又は輸入牛である旨
 - イ 時間で月齢を区分する場合、作業開始時刻及び終了時刻並びに作業内容
- ⑧事業所ごとに原料用残さにせき柱等が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

(2) 原料用残さの出荷に関する事項

- ①原料用残さを出荷するごとにせき柱等が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を、原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、せき柱等を入れる容器と共用しないこと。

特に油脂原料せき柱を含む原料用残さの出荷に当たっては、出荷する油脂原料せき柱について、出荷ロット毎に、その重量、脱骨前の牛肉の重量及び個体識別番号又は輸入牛であることを確認した上で、原料用残さに油脂原料せき柱が入っている旨、並びに当該油脂原料せき柱の重量及び個体識別番号又は輸入牛であることが記載された「原料供給管理票」を、原料用残さを運搬する者に持たせること。発行した原料供給管理票の写しは、2年間保存すること。
- ②せき柱等が原料用残さと混載されて運搬される場合（甲自らが原料用残さを運搬するときを含む。）には、せき柱等を、専用の気密容器を用い、当該容器にせき柱等が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。

(3) 確認責任者の設置

(1) 及び(2)に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

- 3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- 4 本契約は、○年○月○日より△年△月△日までとする。ただし、本契約満了の○カ月前までに、甲乙は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更に1年間延長するものとし、以後はこの例によること。
- 5 本契約に関して疑義が生じた場合に、甲乙協議の上解決するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所 _____
 業者名 _____
 氏 名 _____ 印

(乙) 住 所 _____
 業者名 _____
 氏 名 _____ 印

3. 原料用残さの引渡し・引受けに関する契約を既に締結しているが、契約書に自動更新条項の記載がない場合の追加条項例

原料用残さの引渡し・引受けに関する契約書にかかる確認書

と畜業者、食肉事業者又は食肉販売業者（以下「甲」という。）と化製業者等（飼料用動物性油脂製造業者又は肥料原料製造業者。以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、○年○月○日に締結した契約（以下「本契約」という。）について、契約期間は以下の通りとする。

- 1 本契約の期間は、○年○月○日から1年間とする。
- 2 ただし、本契約満了の△カ月前までに、甲乙は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更に1年間延長するものとし、以後はこの例によること。
- 3 なお、契約内容は、○年○月○日付けの原料用残さの引渡し・引受けに関する契約書によること。

年 月 日

(甲) 住 所 _____
業者名 _____
氏 名 _____ 印

(乙) 住 所 _____
業者名 _____
氏 名 _____ 印

■参考3 令和7年度に発行される枝肉確認票

令和7年度畜産副産物適正処分等推進事業(牛せき柱適正管理等推進事業)



食肉事業者記入欄	
枝肉管理票の整理番号	5-3-1
牛せき柱を処分した日	令和 7年 5月 8日
マニフェスト交付番号又は整理番号	12034567893-1

枝肉確認票

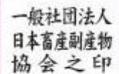
交付番号 No. 2929014



発行者記入欄	
と畜場所名称	〇〇食肉センター
と畜年月日	令和7年5月2日
個体識別番号	No. 9:8:7:6:5:4:3:2:1:0
枝肉番号	832

買受人記入欄	
上場市場名	△△食肉卸売市場
上場年月日	7.5.3
整理番号等	10-31

交付者 一般社団法人 日本畜産副産物協会
〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-1-3
(和光ビル3F)



〈注意事項〉

- この確認票は、食肉処理事業者など牛せき柱の排出者が、「牛せき柱適正管理促進費」を申請する場合に必要となる書類です。
- 枝肉を販売した者は、枝肉の引渡しと同時に販売先に本票をお渡しください。
- 詳しくは、裏面を御覧ください。

半丸枝肉(まえ〔かた〕、ロース、もも)

半丸枝肉(まえ〔かた〕、ロース、もも)

No. 2929014 分割票 (申請用)					
No. 2929014 分割票 (控)					

■参考4 分割票整理台帳(例)

食肉事業者記入欄	
枝肉管理票の整理番号	6-48
牛せき柱を処分した日	令和 7 年 5 月 11 日
マニフェスト交付番号又は整理番号	12345678905-18

令和7年度畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）

分割票整理台帳

9 枚

1 No.1189811 分割票 (申請用)	2 No.1189811 分割票 (申請用)	3 No.1189811 分割票 (申請用)	4 No.1189855 分割票 (申請用)	5 No.1189855 分割票 (申請用)	6 No.1189855 分割票 (申請用)
7 No.1189900 分割票 (申請用)	8 No.1189900 分割票 (申請用)	9 No.1189900 分割票 (申請用)	10 ほん	11	12
13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24

※分割票は順番に貼り付け、総枚数を上段に記載するものとする。

■参考7 牛せき柱管理ファイルと牛せき柱チェックリストの関連性

牛せき柱管理ファイル

牛せき柱を 除去した日	食肉(骨付)の 重量 (kg) ㉔	食肉(脱骨後) の重量 (kg) ㉕	せき柱以外の 残さの重量 (kg) ㉖	牛せき柱を 処分した日	マニフェスト 交付番号又は 整理番号	分割票の枚数			牛せき柱の 重量 (kg) ㉗
						①枝肉確認票 (枚)	②分割票 (枚)	計 ①x6+②(枚) ㉘	
1 5月2日	6,237	4,366	1,545	5月2日	12034567198	15	24	114	326
2 5月6日	2,592	1,814	657	5月7日	12034567289	6	2	38	121
3 5月8日	4,705	3,294	1,188	5月8日	12034567893	9	9	63	223

牛せき柱適正管理チェックリスト

令和 7 年 5 月

除去した日と処分した
日が同じ場合、このよう
に記入します。

除去した日と処分した
日が異なる場合、この
ように記入します。

除去した日
にチェック
「✓」を記
入します。

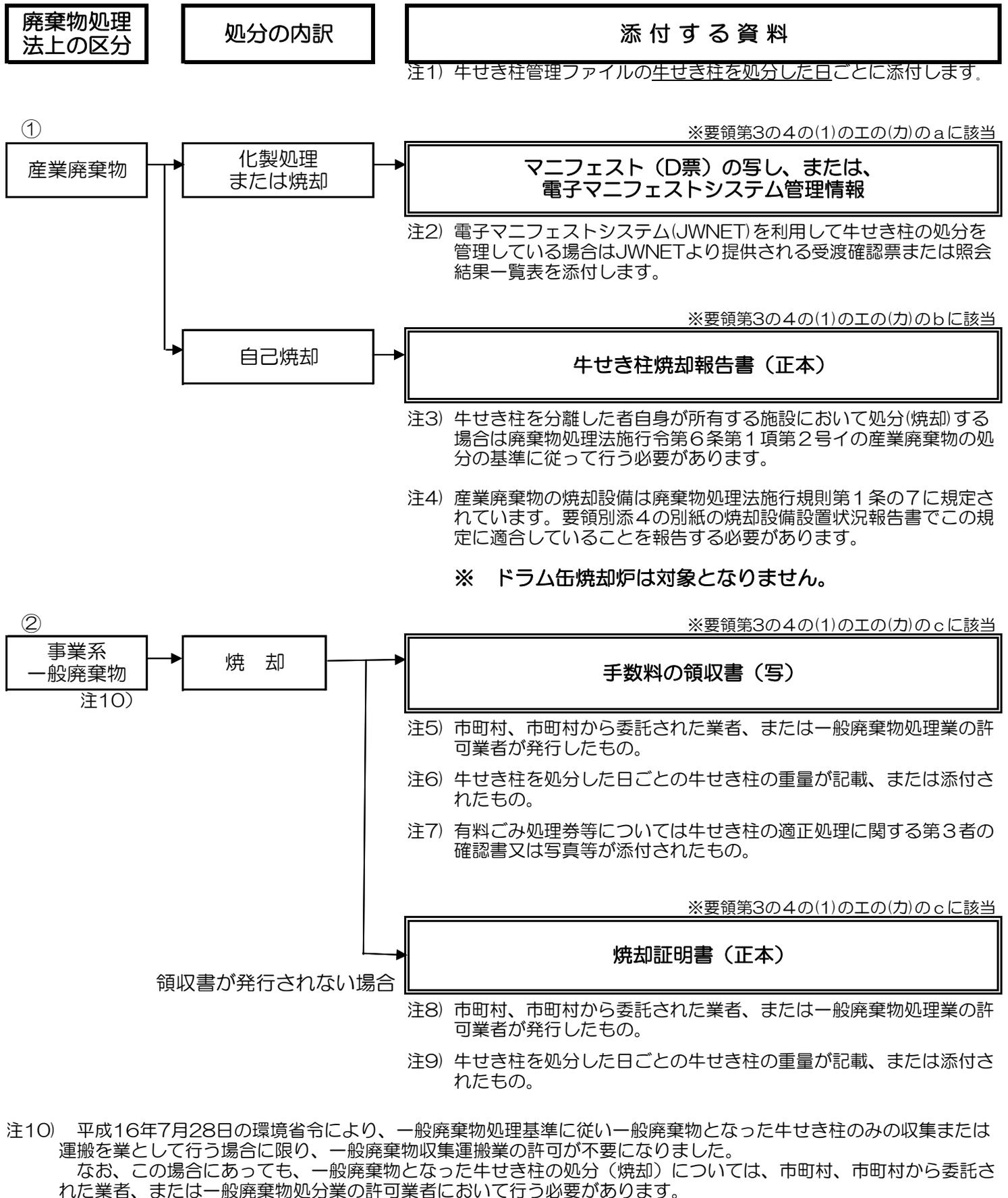
区分	項目	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
牛せき柱を 除去した日	1 作業マニュアルに基づき特定の区分された場所で脱骨	/	/	/	/	/	/	/	/
	2 畜産残さは専用の保管容器で保存し、牛せき柱が混入しないよう保管	/	✓	/	/	/	✓	—	✓
	3 牛せき柱は牛せき柱が入っている旨明示された専用容器で保管	/	/	/	/	/	/	/	/
牛せき柱を 処分した日 (出荷日)	4 牛せき柱が混入していないことを確認し原料供給管理票を発行し添付	/	/	/	/	/	/	/	/
	5 畜産残さの容器と、牛せき柱と明示された牛せき柱の容器を区別	/	✓	/	/	/	—	✓	✓
	6 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付	/	/	/	/	/	/	/	/
記録整理	7 枝肉確認票(分割票整理台帳を含む)の記載、整理の確認	/	✓	/	/	/	—	✓	✓
	8 牛せき柱管理ファイルの記載	/	/	/	/	/	/	/	/
食肉事業者 自ら輸送を行 う場合	9 輸送時に畜産残さの容器と牛せき柱と明示された牛せき柱の容器を区別	—	—	—	—	—	—	—	—
	10 輸送車は原料供給管理票を携行	—	—	—	—	—	—	—	—

処分した日に
チェック「✓」を
記入します。

記録を整理した
日にチェック「✓」
を記入します。

■参考8

牛せき柱を分離し適正に処理していることを証する書面



注10) 平成16年7月28日の環境省令により、一般廃棄物処理基準に従い一般廃棄物となった牛せき柱のみの収集または運搬を業として行う場合に限り、一般廃棄物収集運搬業の許可が不要になりました。
 なお、この場合にあっても、一般廃棄物となった牛せき柱の処分(焼却)については、市町村、市町村から委託された業者、または一般廃棄物処分業の許可業者において行う必要があります。

※ 要領とは「畜産副産物適正処分等推進事業(牛せき柱適正管理等推進事業)実施要領」を指します。
 副産物協会ホームページ (<https://www.jlba.or.jp/sekichu/>) で確認してください。

産業廃棄物管理票(マニフェスト) D票

交付年月日	令和7年5月11日	交付番号	12345678905	整理番号		氏名	農林 五郎	
(排出者)	氏名又は名称	農林食肉センター株式会社					氏名	農林 五郎
	住所	〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1					所在地	〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
産業廃棄物	種類(普通の産業廃棄物)	<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)						
	0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	数量(及び単位)			荷姿
	0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 フラスコ・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)	428kg			コンテナ
	0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鋸ざい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称			
	0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)	牛せき粒			
	0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)	有害物質等			処分方法 化学処理
	0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)	備考・通信欄			
	0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)				
	0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/>				
	0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石棉等	<input type="checkbox"/>				
	1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/>				
	1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7423 鋸ざい(有害)	<input type="checkbox"/>				
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)に氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)							
最終処分 の場所	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり							
	<input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
運搬受託者	名称/所在地/電話番号	北西運送(株)					名称	農水化学製(株) 南北工場
	住所	〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1					所在地	〒192-0001 東京都八王子市△△町1-2
処分受託者	氏名又は名称	農水化学製(株)					氏名	
	住所	〒192-0003 東京都八王子市〇〇町2-1					所在地	〒 電話番号
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称)	肉畜一郎					搬入年月日	令和7年5月11日
	(運搬担当者の氏名)	骨太次郎					搬出年月日	令和7年5月13日
最終処分を 行った場所 (直用)	(受託者の氏名又は名称)						最終処分 終了年月日	令和7年5月17日
	(処分担当者の氏名)						数量(及び単位)	
名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所)にあっては委託契約書記載の番号)							照合確認	
							B2票	令和7年5月17日
							D票	令和7年5月17日
							E票	令和7年5月17日

■ 参考10

電子マニフェストシステム(JWNET) 受渡確認票

印の項目が記載されていることを確認してください。

マニフェスト
バーコード

マニフェスト番号	12034567289	登録の状態	登録	引渡し日	2025/05/07	引渡し担当者	山田
氏名または名称	農林食肉センター株式会社	連絡番号1	renraku01	連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者	氏名または名称 農林食肉センター株式会社 住所 〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1	電話番号	03-1234-XXXX	加入者番号	1000001	電話番号	03-1234-XXXX
産業廃棄物	種類 1000000 動・植物性残渣 (大分類名称 動・植物性残渣) 有害物質	数量	121000 kg	荷姿	1コングラダ	確定数量	121000 kg
中間処理 産業廃棄物	廃棄物の名称 牛せき柱 (電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)					数量の確定者	排出事業者
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 北西運送株式会社 住所 〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1	電話番号	03-0001-0003	加入者番号	2000002	許可番号	123456
	名称 農水化製株式会社 南北工場 所在地 〒192-0001 東京都八王子市△△町1-2	電話番号	042-000-2345	車両	車両番号(排出)	運搬担当者	運田
	氏名又は名称 農水化製株式会社 南北工場 住所 〒192-0003 東京都八王子市〇〇町2-1	電話番号	042-000-2345	加入者番号	3000003	許可番号	654321
処分業者	氏名又は名称 農水化製株式会社 南北工場 住所 〒192-0001 東京都八王子市△△町1-2	電話番号	042-000-2345	加入者番号	3000003	許可番号	654321
最終処分場所 (実績)	所在地(名称[電話番号])	電話番号	042-000-2345	加入者番号	3000003	許可番号	654321
備考1		電話番号	042-000-2345	加入者番号	3000003	許可番号	654321
備考2		電話番号	042-000-2345	加入者番号	3000003	許可番号	654321
備考3		電話番号	042-000-2345	加入者番号	3000003	許可番号	654321
備考4		電話番号	042-000-2345	加入者番号	3000003	許可番号	654321
備考5		電話番号	042-000-2345	加入者番号	3000003	許可番号	654321

参考 11

電子マニフェストシステム(JWNET) 照会結果 (一覧表)

印の項目が記載されていることを確認してください。

No	マニフェスト番号			排出事業者 (加入者番号 名称)			処分業者 (加入者番号 許可番号 名称)						
	登録の状況	引渡し日	廃棄物の種類 (分類コード)	連絡番号1	連絡番号2	連絡番号3	排出事業場 (名称)	排出事業場所在地	処分事業場 (名称)	処分事業場所在地	受入量	処分終了日 (報告区分)	
数量	大分類名称	数量	荷役	確定数量	数量の確定者	運輸先事業者 (加入者番号 許可番号 名称)	運輸先事業者の所在地	数量の確定者	処分方法	最終処分終了日	車回番号 (排出)	運輸終了日	
													数量
1	12034567198	登録		reiraku01	1000001	農林食肉センター株式会社		3000003	654321	農水化製株式会社			
	2025/05/02					農林食肉センター株式会社 霞ヶ関工場				農水化製株式会社 南北工場			
	1000000	動・植物性残渣				東京都千代田区霞ヶ関1-2-1				東京都八王子市△△町1-2			
	326.000	k g	コンテナ							326.000	k g	2025/05/02 (中間)	
	1	2000002	123456	北西運送株式会社			東京都八王子市△△町1-2				326.000	k g	2025/05/07
2	12034567289	登録		reiraku02	1000001	農林食肉センター株式会社		3000003	654321	農水化製株式会社			
	2025/05/07					農林食肉センター株式会社 霞ヶ関工場				農水化製株式会社 南北工場			
	1000000	動・植物性残渣				東京都千代田区霞ヶ関1-2-1				東京都八王子市△△町1-2			
	121.000	k g	コンテナ							121.000	k g	2025/05/07 (中間)	
	1	2000002	123456	北西運送株式会社			東京都八王子市△△町1-2				121.000	k g	2025/05/08
3	12034567893	登録		reiraku03	1000001	農林食肉センター株式会社		3000003	654321	農水化製株式会社			
	2025/5/8					農林食肉センター株式会社 霞ヶ関工場				農水化製株式会社 南北工場			
	1000000	動・植物性残渣				東京都千代田区霞ヶ関1-2-1				東京都八王子市△△町1-2			
	223.000	k g	コンテナ							223.000	k g	2025/05/08 (中間)	
	1	2000002	123456	北西運送株式会社			東京都八王子市△△町1-2				223.000	k g	2025/05/09
4	12034567984	登録		reiraku04	1000001	農林食肉センター株式会社		3000003	654321	農水化製株式会社			
	2025/05/09					農林食肉センター株式会社 霞ヶ関工場				農水化製株式会社 南北工場			
	1000000	動・植物性残渣				東京都千代田区霞ヶ関1-2-1				東京都八王子市△△町1-2			
	262.000	k g	コンテナ							262.000	k g	2025/05/09	
	1	2000002	123456	北西運送株式会社			東京都八王子市△△町1-2				262.000	k g	2025/05/09

このように処分終了日が記載されていない場合は申請できません。

■参考12 豚分別供給契約

豚原料の引渡し・引受けに関する契約例

※ 収集業者等と各原料収集先との間の契約は、以下の例において、「化製業者等」を「収集業者等」と読み替えます。

1 と畜場と化製業者等との契約の場合

契約書

と畜場_____（以下「甲」という。）と

化製業者等_____（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する豚に由来する副産物（以下「豚原料」という。）の引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、豚原料を飼料・肥料の原料として引き受けること。
- 2 甲は、豚原料を乙（乙の委託により豚原料の運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）事業所におけると畜処理に関する事項

- ① 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の原料^{注)}となる豚原料は、豚以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。
- ② 豚のと畜から枝肉になるまでの豚原料が排出される処理工程（以下「豚処理工程」という。）は、豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定すること。
- ③ なお、すべての豚処理工程を豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等が困難な場合にあつては、一部の豚処理工程について、壁で仕切る等の混入防止対策を施し、混入防止区域に設定すること。
- ④ また、豚処理工程の作業は、豚専用の器具を用いること。
- ⑤ 豚原料を入れる容器は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ⑥ なお、一部の豚処理工程を混入防止区域とした場合にあつては、豚原料に混入防止区域以外から排出される副産物が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ⑦ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。
- ⑧ なお、一部の豚処理工程を混入防止区域とした場合にあつては、豚作業員が混入防止区域に立ち入る際に、作業着や靴等を洗浄すること。

注)飼料用豚肉骨粉、飼料用豚・家きん混合肉骨粉、又は肥料用豚肉骨粉の内、該当する物を記載する。

⑨ 事業所ごとに豚原料に豚原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

(2) 豚原料の出荷に関する事項

① 豚原料を出荷するごとに豚以外の動物性たん白質等が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る豚原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を、豚原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。

② 豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等とが混載されて運搬される場合（甲自らが豚原料を運搬するときを含む。）には、豚原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いること。

(3) 確認責任者の設置

(1) 及び(2)に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

4 本契約は、 年 月 日より 年 月 日までとする。ただし、本契約満了の ヲ月前までに、甲乙は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更に1年間延長するものとし、以後はこの例によること。

5 本契約に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上解決するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所 _____

事業所名を明記すること 業者名 _____

氏 名 _____ 印

(乙) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____ 印

2 カット場等と化製業者等との契約の場合

契約書

カット場_____（以下「甲」という。）と

化製業者等_____（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する豚に由来する副産物（以下「豚原料」という。）の引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、豚原料を飼料・肥料の原料として引き受けること。
- 2 甲は、豚原料を乙（乙の委託により豚原料の運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）事業所におけると畜処理に関する事項

① と畜場等から受け入れる豚の枝肉又は枝肉以外の可食部（頭部、足部、骨及び内臓をいう。以下「枝肉等」という。）は、豚以外のものが付着しないよう保管等管理されたものであり、豚の枝肉等のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。豚の枝肉等の輸送容器は、豚の枝肉等の専用容器か、豚の枝肉を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚以外の血液等を十分に落とすこと。

また、カット場等から受け入れるカットされた豚肉等（骨を含む。以下「豚カット肉等」という。）は、豚カット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

- ② 豚の枝肉等及び豚カット肉等の保管から豚原料が生じるカット等の工程までは、豚以外の枝肉等及び豚カット肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定すること。
- ③ カット等の工程の作業は、豚専用の器具を用いること。
- ④ 豚原料を入れる容器は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ⑤ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。
- ⑥ 事業所ごとに豚原料に豚原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

(2) 豚原料の出荷に関する事項

① 豚原料を出荷するごとに豚以外の動物性たん白質等が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る豚原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を、豚原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。

② 豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等とが混載されて運搬される場合（甲自らが豚原料を運搬するときを含む。）には、豚原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いること。

(3) 確認責任者の設置

(1) 及び(2)に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

4 本契約は、 年 月 日より 年 月 日までとする。ただし、本契約満了の ヲ月前までに、甲乙は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更に1年間延長するものとし、以後はこの例によること。

5 本契約に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上解決するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所 _____

事業所名を明記すること 業者名 _____

氏 名 _____ 印

(乙) 住 所 _____

業者名 _____

3 既に締結しているが契約書に自動更新条項の記載がない場合

豚原料の引渡し・引受けに関する契約書にかかる確認書

カット場_____（以下「甲」という。）と
化製業者等_____（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する豚原料の引渡し・引受けに関し、 年 月 日に締結した契約（以下「本契約」という。）について、契約期間は以下の通りとする。

- 1 本契約の期間は、 年 月 日から1年間とする。
- 2 ただし、本契約満了の カ月前までに、甲乙は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更に1年間延長するものとし、以後はこの例によること。
- 3 なお、契約内容は、 年 月 日付けの原料用残さの引渡し・引受けに関する契約書によること。

年 月 日

（甲）住 所_____

事業所名を明記すること 業者名_____

氏 名_____ 印

（乙）住 所_____

業者名_____

氏 名_____ 印

■参考13 大臣確認通知(16消安第9574号) ※令和6年10月3日6消安第2240号改正

別添3-2

豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場（いのししを解体処理する獣肉処理施設を含む。）

ア 豚（いのししを含む。以下同じ。）に由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉の原料とする豚に由来する副産物（以下「豚原料」という。）は、豚由来以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。

イ 豚のと畜から枝肉になるまでの豚原料が排出される処理工程（以下「豚処理工程」という。）は、豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定すること。

なお、全ての豚処理工程を豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等が困難な場合にあっては、一部の豚処理工程について、壁で仕切る等の混入防止対策を施し、混入防止区域に設定すること。

また、豚処理工程の作業に当たっては、豚専用の器具を用いること。

ウ 豚原料は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

なお、一部の豚処理工程を混入防止区域とした場合にあっては、豚原料に混入防止区域以外から排出される副産物が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。

なお、一部の豚処理工程を混入防止区域とした場合にあっては、豚処理工程の作業員が混入防止区域に立ち入る際に、作業着や靴等を洗浄すること。

オ 豚原料に豚原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

カ 豚原料の出荷に当たっては、豚原料以外が混入していないことをクの確認責任者が確認した上で、別記様式9号により原料供給管理票が発行されること。

キ 豚原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。

なお、豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料以外の動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

ク アからキまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

ケ アからクまでが確実に実施されている豚原料を出荷すること。

(2) カット場等

カット場等とは、肉等のカット、ミンチ等の処理を行う食品工場（いのししをカット、ミンチ等まで処理する獣肉処理施設を含む。）をいう。

ア と畜場等から輸送される豚の枝肉又は枝肉以外の可食部（頭部、足部、骨及び内臓をいう。）は、豚の枝肉又は枝肉以外の可食部（以下「枝肉等」という。）のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。豚の枝肉等の輸送容器は、専用容器を用いるか、豚の枝肉等を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚以外の血液等を十分に落とした容器を用いること。

なお、カット場等から輸送されるカットされた豚肉等（骨を含む。以下「豚カット肉等」という。）は、豚カット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

イ 豚の枝肉等及び豚カット肉等の保管から豚原料が生じるカット等の工程までは、豚以

外の枝肉等及び豚カット肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。

カット等の工程の作業には、豚専用の器具を用いること。

- ウ 豚原料は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
- エ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。
- オ 豚原料に豚原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
- カ 豚原料の出荷に当たっては、豚原料以外が混入していないことをクの確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。
- キ 豚原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。
- ク アからキまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。
- ケ アからクまでが確実に実施されている豚原料を出荷すること。

(3) 食品加工工場

食品加工工場とは、豚カット肉等を主たる原材料とする加工食品を製造する食品工場をいう。

- ア 豚カット肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ（以下「豚加工食品残さ」という。）は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくは鹿に由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱がないこと又は豚加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを豚原料とすること。
- イ 豚原料たる豚加工食品残さは、豚由来の肉、骨等を主体（動物質のものがおおむね5割以上）とするものであること。
- ウ 豚原料は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
- エ 豚原料の出荷に当たっては、豚原料以外が混入していないことを確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。
- オ 豚原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。
- カ アからオまでの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。
- キ アからカまでが確実に実施されている豚原料を出荷すること。

2 豚原料の輸送

- (1) 豚原料の輸送に当たっては、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、豚原料以外の動物性たん白質等が混入しないように輸送されていること。
- (2) 豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料以外の動物性たん白質等が混入しないように専用の蓋をした容器を用いること。
- (3) 輸送容器には、原料供給管理票が添付されていること。

注「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であって、当該原料が直接接触するもの（バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋、輸送管等）をいう。

■参考14 別記様式第9号 原料供給管理票の記載例

原料供給管理票		
副産物の原料供給業者の氏名又は名称及び住所	○○○食肉センター株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番○号 管理者責任者 業務課長 ○ ○ ○ ○	食肉事業者について記載します。
製造事業場の名称及び住所	○○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○○○町○丁目○番○号	化製業者について記載します。
供給する原料の種類	豚	
出荷年月日	令和○○年○○月○○日	
出荷数量	1,000 kg	交付申請時に添付する写しはサンプルを採取した日の豚原料の管理票とします。

(「大臣確認通知」、「肥料等通知」に規定)

■参考15 行動規範の作成例

「行動規範」(例1)

〇〇〇行動規範

〇〇〇は、その行う事業全般を通じて、常に国民・消費者の信頼を得ることを旨として活動しなければならない。

また、組織の存続・発展のためには、法令を遵守することはもとより、役員及び職員の一人一人が高い倫理観を持って行動する必要がある。

このため、〇〇〇は、その役職員が職務の遂行に当たって基本的使命や社会的責任を十分認識し、日常業務における行動や判断がこれらの使命や責任に即したものであるかを容易に判断し得るよう、以下の行動規範を定めるものとする。

(役職員の善管注意義務)

第1条 業務に関わる法令その他諸規定を遵守する。

- 2 就業規則を遵守し職務に専念するとともに、堅実な業務の執行に努める。
- 3 賄賂や不正な利益の供与、申し出、約束並びに社会通念を逸脱する接待及び接待されることは行わない。
- 4 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力や団体とは断固として絶縁する。

(役職員倫理)

第2条 社会倫理に即し、〇〇〇の名誉や信用を損なわないよう行動する。

- 2 〇〇〇の運営等に関する事項について、職場外に情報を持ち出さない。
- 3 役職員としての立場と個人の立場を区別し、職場内に私的な問題や利害関係を持ち込まない。

(事業活動)

第3条 社会から疑惑や不信を招くことがないように、関係法令を遵守し、透明性の高い、公正な事業活動を行う。

- 2 〇〇〇の行う活動について、国民・消費者に正しく理解してもらえるよう、適切な情報開示に努める。
- 3 国民・消費者の利益に貢献することができるよう、会員の事業活動を支援・助長するための事業の実施に努める。

(経理)

第4条 適法に財務諸表を作成し、適正な経理処理、税務申告等を行う。

- 2 補助事業については、法令並びに要綱・要領その他の指導に基づき、厳密かつ適正な経理を行う。

(情報管理)

第5条 業務上知り得た情報については、厳重に管理し、第三者へ漏洩^{ろうえい}したり、業務以外の目的には使用しない。

- 2 個人情報の保護に努める。
- 3 風説の流布等を行わない。

(職場規律)

第6条 健全な職場環境の維持に関わる職制を尊重し、風通しの良い働きやすい職場づくりに努める。

- 2 職場内での差別やパワーハラスメント・セクシャルハラスメントの防止に努める。
- 3 個人のプライバシーは最大限尊重し、不当に侵害しない。

(人事・労務)

第7条 労働基準法の規定を遵守し、労働条件の適正化に努める。

- 2 性別・年齢・出身地・国籍・人種・民族・宗教・疾病・障害等を理由とする差別をしない。
- 3 自分の健康は自分で守るという自覚を持ち、健康の維持管理に努める。

(役員^{の義務})

第8条 本行動規範に反する事態が発生したときは、会長、副会長ほか役員は、速やかに、原因究明及び再発防止に努める。

- 2 法令違反が生じた場合には、速やかに監督官庁に報告するとともに、監督官庁の実施する調査等には積極的に協力する。
- 3 前項の場合にあっては、社会への迅速かつ的確な説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上で自らを含め厳正な処分を行う。

年 月 日

〇〇〇

代表者

※〇〇〇は、会社名、団体名、事業者名

「行動規範」 (例 2)

〇〇〇行動規範

信頼される企業風土の確立と「安全で健康な食品を提供する責務」を果たすため、

- 1 私は、社会の一員として、高い道德観、倫理観、規範意識を持って行動します。
- 2 私は、〇〇〇の一員として、関連法令及び社内規程を守り、お客様に信頼される業を目指します。
- 3 私は、組織の一員として、その真の利益を考え、公正・正確な報告と積極的な提案を行います。
- 4 私は、自主独立した個人として、自らを磨き、互いに切磋琢磨し、尊敬される社風を築きます。
- 5 私は、この行動規範を常に自覚して行動し、不正があるときは勇気をもってそれを正します。

年 月 日

〇〇〇

代表者

※〇〇〇は、会社名、団体名、事業者名

なお、「行動規範」に代え、事業実施者が所属する団体の行動規範を遵守する旨の次のような誓約書を提出することができることとします。

「誓約書」 (例)

コンプライアンスに関する誓約書

△△△は、その所属する〇〇〇の「行動規範」(別添)を遵守し、コンプライアンス体制の確立・徹底を図ることを誓約します。

年 月 日

△△△

代表者

※△△△は事業者名、会社名、〇〇〇は団体名

■参考16 牛専門誓約書の記載例

令和7年度畜産副産物適正処分等推進事業(牛せき柱適正管理等推進事業)

畜産残さ有効利用促進のための(牛専門)誓約書

□□□□□は、要綱及び要領に基づき、誓約日から少なくとも1年間、牛以外の畜種を処理しないことを誓約いたします。

なお、この誓約書に反して牛以外の畜種を処理した場合は、交付された畜産残さ有効利用促進費(牛専門)を全額返還いたします。

一般社団法人 日本畜産副産物協会会長 殿

年 月 日

事業対象者: □□□□□

代表者氏名: 印

所在地:

■参考17 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの記載例

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (食品関連事業者向け)

上期申請時に✓

下期申請時に✓

事業名: _____
 組織名・代表者氏名: _____
 住所: _____
 連絡先: _____

No.	項目	申請時 (します)	報告時 (しました)
①	(1) 適正な施肥 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
②	(2) 適正な防除 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (再掲)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
③	(3) エネルギーの節減 工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況 の記録・保存に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
④	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑤	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑥	(4) 悪臭及び害虫の発生防止 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑦	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分 ※と畜場でない場合(と畜場である□) 食品ロスの削減に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑨	資源の再利用を検討	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑩	(6) 生物多様性への悪影響の防止 ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合(該当しない□) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑪	※特定事業場である場合(該当しない□) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑫	(7) 環境関係法令の遵守等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑬	みどりの食料システム戦略の理解	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑭	関係法令の遵守	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑮	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑯	※機械等を扱う事業者である場合(該当しない□) 機械等の適切な整備と管理に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
⑰	正しい知識に基づき作業安全に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

報告内容の確認と個人情報情報の取り扱いについて>

- 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

注1 (5) ⑦については、と畜場の場合には□にチェックしてください。
 この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

注2 (6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑯の※の記載内容に「該当しない」場
 合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告
 時のチェックは不要です。

【参考資料インデックス】

No	名 称	ページ
参考 1	食肉事業者の皆様へ	8
参考 2	牛せき柱分別契約書（例）	9
参考 3	令和7年度枝肉確認票（見本）	13
参考 4	分割票整理台帳（例）	14
参考 5	牛せき柱管理ファイル（例）	15
参考 6	牛せき柱適正管理チェックリスト（例）	16
参考 7	牛せき柱管理ファイルとチェックリストの関連性（例）	17
参考 8	牛せき柱を分離し適正に処理していることを証する書面	18
参考 9	マニフェストD票（例）	19
参考10	電子マニフェストシステム受渡確認票（例）	20
参考11	電子マニフェストシステム照会結果一覧表 直行用(例)	21
参考12	豚分別供給契約	
	・と畜場と化製業者等との契約の場合（例）	22
	・カット場等と化製業者等との契約の場合（例）	24
	・契約書に自動更新の記載がない場合（例）	26
参考13	豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準	27
参考14	原料供給管理票の記載例	29
参考15	行動規範(作成例)	30
参考16	畜産残さ有効利用促進のための(牛専門)誓約書（例）	33
参考17	環境負荷低減のチェックシート（例）	34
様 式 ※コピーしてご 利用ください	牛せき柱管理ファイル	37
	牛せき柱適正管理チェックリスト	39
	分割票整理台帳	41

【問い合わせ先】

- 一般社団法人 日本畜産副産物協会
TEL : 03-5846-9729
URL : <https://www.jlba.or.jp/sekichu/>
- 独立行政法人 農畜産業振興機構 畜産振興部 畜産流通課
TEL : 03-3583-4874
URL : <https://www.alic.go.jp/>
- 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課 畜産副産物班
TEL : 03-3502-5991
URL : <https://www.maff.go.jp/>

食肉事業者記入欄	
枝肉管理票の整理番号	
牛せき柱を処分した日	令和 年 月 日
マニフェスト交付番号又は整理番号	

令和7年度畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）

分割票整理台帳

枚

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24

※分割票は順番に貼り付け、総枚数を上段に記載するものとする。